

公募型プロポーザル方式による事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するため、
下記のとおり公告する。

令和3年10月26日

岩沼市長 菊地 啓夫



1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和4年度岩沼市斎場運営管理業務
- (2) 業務目的 岩沼市斎場の運営管理にあたり、業務の円滑かつ効率的な運営及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ・ 日常的な施設の維持管理に関する業務
 - ① 施設の施錠・解錠
 - ② 火葬炉及びその他機械設備等の日常保守点検並びに軽微な補修
 - ③ 火葬炉の始業及び終業点検
 - ④ 施設内の清掃及び除草等環境整備
 - ⑤ 待合ホール、待合室の整理整頓（茶器洗浄、整理を含む）
 - ⑥ 施設維持管理に係る各種点検結果等記録簿の作成
 - ⑦ 就業時間以外の施設異常発生時の対応
- ・ 火葬業務（小動物火葬業務を含む）
 - ① 斎場使用予約受付の連絡調整
 - ② 小動物火葬予約の受付・調整
 - ③ 柩の引き受けから火葬炉に納めるまでの業務
 - ④ 火葬炉の運転操作及び監視業務
 - ⑤ 収骨及び遺族への遺骨引渡し業務
 - ⑥ 収骨後の残骨灰の処理及び保管業務
 - ⑦ 小動物火葬に係る使用料の徴収等
 - ⑧ 小動物火葬利用者に対しての助言
 - ⑨ 排煙確認（日常的）に関する業務
 - ⑩ 業務日報作成に関する業務
 - ⑪ 保管残骨灰の適正な処理業務（小動物火葬含む）

上記業務詳細は、「岩沼市斎場運転管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

- (4) 業務場所 岩沼市早股字新寺前 7 1 番地の 1
(5) 業務期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 31 日までは準備期間とする。

2 参加申込に必要な資格に関する事項

参加者は、参加申込書の提出日において、次の項目をすべて満たしていなければならない。

- (1) 令和 3・4 年度岩沼市競争入札参加資格者名簿（物品購入／保守・役務等（施設管理、サービス業））に登録があり、宮城県内に本店または支店を有すること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 類似する火葬等業務（指定管理者を含む）の受託実績を過去 5 年以内に有していること。
- (4) 本市及び他の自治体から業務停止命令を受け、その日から 5 年を経過していない者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 選定日程

手続き等	日 程
公募開始	令和 3 年 10 月 26 日（火）
募集期間	令和 3 年 10 月 26 日（火） ～令和 3 年 11 月 15 日（月）
斎場見学会 （11 月 1 日午後 5 時まで申込）	令和 3 年 11 月 4 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時の間で、岩沼市が指定する時間
質問受付期限	令和 3 年 11 月 5 日（金）午後 3 時
質問回答期限	令和 3 年 11 月 10 日（水）午後 5 時
参加申込書提出期限	令和 3 年 11 月 15 日（月）午後 3 時

提案書提出期限	令和 3 年 11 月 15 日（月）午後 3 時
事業者選定審査会	令和 3 年 11 月 25 日（木）午後
審査結果通知	令和 3 年 11 月 30 日（火）（予定）

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しません。

4 事業候補者の選定について

（1）審査方法

本市が設置する「令和 4 年度岩沼市斎場運営管理業務事業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提案書の審査及びヒアリングを実施し、事業候補者を選定する。

（2）事業候補者の選定

市は、審査会の審査結果に基づき、事業候補者を選定する。なお、審査結果は、参加した全ての者に書面で通知するとともに、岩沼市のホームページで公表する。

5 契約の締結

事業候補者は、本契約について優先交渉を行う。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする

なお、事業候補者と契約締結に至らない場合には、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「岩沼市斎場運営管理業務事業者選定プロポーザル実施要領」による。

7 担当窓口

岩沼市市民経済部生活環境課

〒989-2480 岩沼市桜一丁目 6 番 2 0 号

電話：0223-22-1111（内線 332）

FAX：0223-22-1264

電子メール：kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp